

通所介護・総合事業重要事項説明書

< 令和 6年 9月 1日 現在 >

1 当センターが提供するサービスについての窓口相談

電話 042-582-1675 (8:30~17:30)

担当 課長 坂本 淳

生活相談員 本橋 紀子

※ ご不明な点は、おたずねください。

2 デイサービスセンター（マザアス多摩川苑）の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	マザアス多摩川苑
所在地	東京都日野市万願寺一丁目 16-1
介護保険指定番号	1373500287
サービスを提供する対象地域	日野市全域 ※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	介護支援専門員	1名		1名
生活相談員	社会福祉主任用	1名		1名
看護職員	看護師	1名	1名	2名
機能訓練指導員	看護師	1名	1名	2名
介護員	介護福祉士 (内兼務 2名)	2名	2名	4名
	社会福祉士	0名	0名	0名
	初任者研修修了者	0名	3名	3名
	その他		1名	1名

(3) 同センターの定員

一般登録 45 名（総合事業登録を含む）

3 サービス内容

(1) アクティビティサービス

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティサービスを実施します。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図ります。

（レクリエーション、音楽活動、制作活動、体操、養護）

(2) 個別機能訓練

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練、及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行います。

(3) 健康・衛生管理・感染症防止及び従事者等の健康管理等

毎月の体重測定、毎日行われる健康チェック等を通じて、継続的な健康管理のお手伝いをし、感染症や病気の予防等を指導します。

(4) 生活相談

利用者及びその家族の日常生活における、介護等に関する相談及び助言を行います。

- ① 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言
- ② 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
- ③ 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言
- ④ その他在宅生活全般にわたり必要な相談・助言

(5) 食事

栄養のバランス・嗜好等を考慮し、手作りをモットーに旬の食材を取り入れた献立を作ります。

(食事の準備、配膳下膳、食事摂取、その他必要な食事の介助)

(6) 入浴

看護師の見守りのもとに、ご利用者の状態にあった入浴サービスを実施します。

(衣類着脱の介助・身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助)

総合事業の方で入浴の希望がある場合、生活全般及び健康面から判断し、必要が認められた場合お受けすることもあります。その場合自費（1回あたり￥400 税込み）でのご利用となります。

(7) 口腔機能向上

口腔機能改善の為、ご利用者の状態と希望に応じて口腔機能向上サービスを提供します。

(8) 送迎

- ① 送迎を必要とする利用者に対して、通所介護従事者が添乗し必要な介助を行い、送迎サービスを提供します。（移動、移乗の介助等）
- ② 送迎は可能な限り、家の入口まで（玄関、裏口問わず）とさせていただきます。また、ご本人の介護度、利用福祉用具、ご家族の状況（送り時不在、ご家族も高齢等のためご本人を中心に入れることが難しい）などによっては家中までお送りする場合もあります。

4 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。（別紙にて）

5 事故発生時の対応

サービス提供時、事故が発生した場合には、ご家族、市区町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録を行います。賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当苑職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

「通所介護・介護予防通所介護契約書 第9条」をご覧下さい。

7 当センターの通所介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

「生活の質を高めるケアの実践」

社会福祉法人マザアスはわが国における高齢者福祉の分野において、地域社会の福祉を推進することを目的に設立されました。

マザアスは母（Mother）のような愛と大地（Earth）のような堅固さと包容力を持ち、古来黄金律として知られた「何事でも人々からしてほしいと望むことは、人々にもそのとおりにせよ」を基本理念としてかかげています。この理念に基づいて、高齢者の福祉ニーズの充足を図りつつ、利用者の自立を助け、生きる価値の追求による自己実現を促します。

こうした福祉の働きをと通して、人間存在の尊厳を認め合い、自己も他者も相互に尊重され、温かくいきいきとした人間関係に基づく、共に生きる社会の創造を目指していきます。

(2) サービス利用にあたって

- ①可能な限り、同姓介助を実施しています。
- ②身体の状態に合わせた食事形態を提供できますので、ご相談ください。
- ③従業員は外部研修、内部研修を実施することで、資質の向上に努めサービスマニュアルを作成し、サービスの標準化を図っています。
- ④利用時間の短縮、延長に柔軟に対応します。
- ⑤ボランティアの協力を得るなどして、プログラムの充実に努めます。
- ⑥事業所内での金品及び食物のやり取り、ご持参はご遠慮ください。
- ⑦施設、職員への贈答品等はお受けできません。

8 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

9 衛生管理・感染症防止及び従事者等の健康管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行ないます。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(2) 事業所における感染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底いたします。

(3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(4) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10 ハラスメント防止への取り組み

事業者がハラスメントの無い働きやすい職場環境を整えることは、利用者及び利用者家族に対して高品質なサービスを提供するために欠かせません。そのために以下の事に取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を組織として許容いたしません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格をことばや態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討いたします。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

11 高齢者虐待・身体拘束

利用者虐待の防止及びその発見。身体拘束ゼロを目指し取り組みを行います。

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のために次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を設置。
 - ② 虐待防止のための指針を整備。
 - ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業へ周知徹底。
 - ④ 虐待防止のため、従業者に対して研修を実施。
 - ⑤ 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
 - ⑥ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものと致します。

12 サービス内容に関する苦情

- (1) 当センターご利用者相談・苦情担当 担当： 生活相談員 電話：042-582-1675
- (2) 当センター以外に、市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
担当： 日野市介護保険課 電話：042-514-8519
- (3) 当センター以外に、東京都国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口に苦情を伝えることができます。
担当： 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話：03-6238-0177（直通） 受付時間（土・日・祝祭日を除く） 午前9時から午後5時まで

マザアス多摩川苑管理者は、提供した通所介護に関する利用者の苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及びその家族に説明いたします。

13 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 マザアス	
代表者役職・氏名	理事長 衣川 輝夫	
本部所在地・電話	東京都東久留米市氷川台二丁目 5 番地 7 号	
約款に定めた事業	<ol style="list-style-type: none">1. 介護老人福祉施設2. 短期入所生活介護3. 訪問介護4. 通所介護5. 認知症対応型通所介護6. 介護予防通所介護7. 認知症対応型共同生活介護8. 居宅介護支援事業9. 地域包括支援センター10. 小規模多機能型居宅介護11. その他これに付随する業務	
施設・拠点等	1. 特別養護老人ホーム	3ヶ所
	2. 短期入所生活介護	3ヶ所
	3. 訪問介護	2ヶ所
	4. 通所介護	3ヶ所
	5. 認知症対応型通所介護	2ヶ所
	6. 認知症対応型共同生活介護	4ヶ所
	7. 地域包括支援センター	2ヶ所
	8. 居宅介護支援事業所	2ヶ所
	9. 小規模多機能型居宅介護	3ヶ所

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者名 マザアス多摩川苑 (事業所番号 1373500287)

住 所 東京都日野市万願寺一丁目 16-1

代表者名 理事長 衣川 輝夫 印

名 称 高齢者在宅サービスセンター マザアス多摩川苑

説 明 者 生活相談員 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印